

令和 4 年 6 月 10 日

事業主様

西日本パッケージング健康保険組合理事長

算定基礎届の提出について

平素より、当健康保険組合の事業運営に、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年も算定基礎届（以下「届書」という。）を提出していただく時期となりました。この届書は、原則として、本年 9 月 1 日から来年 8 月 31 日までの 1 年間の健康保険料や、保険給付の計算の基礎となる標準報酬を決定する重要な届出ですので、7 月 11 日までに必ず提出していただきますようお願い致します。

なお、令和 3 年 4 月より「被保険者報酬月額算定基礎届 総括表」の添付は不要となりましたが、このことに伴い、「算定基礎届 届出内容確認書」の提出が必要となります。対象者の届出漏れや記入誤りを防ぎ、適正な事務処理を行うため、提出にご協力くださいますようお願い致します。

また、ご利用の人事・給与システムが、健康保険組合への電子申請に対応されている場合は、電子申請での提出を是非ご検討ください。

届書作成にあたりましては、下記事項に十分ご留意ください。

記

1. 届書を必要とする人

本年 7 月 1 日現在、在籍する全被保険者です。

ただし、次の人については届出の対象から除きます。

- ・本年 6 月 1 日以降に被保険者資格を取得した人。
- ・本年 7 月に随時改定の対象となる人。（8 月・9 月に随時改定が予定されている方は提出が必要です。）

2. 提出期限

令和 4 年 7 月 11 日（月）

3. 健康保険組合への提出書類

(1) 電子申請での届出の場合

- ・「算定基礎届 届出内容確認書」
- ・「CSV形式届書総括表」（従来通り必要です。）
- ・提出データ

(2) 電子媒体での届出の場合

- ・「算定基礎届 届出内容確認書」
- ・「健康保険 電子媒体届書総括票」（従来通り必要です。）
- ・電子媒体（CD）

(3) 機械打出しした用紙での届出の場合

- ・「算定基礎届 届出内容確認書」
- ・算定基礎届

届書に印字された被保険者氏名・生年月日等は、5 月末現在でのデータに基づき作成しております。届書に印字されていない人で、5 月末日までに被保険者資格を取得した人は追加を、7 月 1 日までの資格喪失者、本年 7 月に随時改定の対象となる人は削除してください。

4. 届書の記載要領

- ・届書は「社会保険の事務手続」（P9 から）と別添の「算定基礎届の作成に関する Q&A」を参照の上作成してください。
- ・必要に応じて賃金台帳や出勤簿をご提出いただくことがあります。

以上